

◎畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

○畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

畜産経営の安定に関する法律

現行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第四条）

第一条 第十三条

第四章 雜則（第十四条・第十五条）

第五章 責罰（第十六条—第十八条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第三条—第十二条）

第三章 雜則（第十三条・第十四条）

第四章 責罰（第十五条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図ることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の

肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

2| (略)

3| (削る)

第二条 (新設)

2| (略)

3| (略)

この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をい

い、「指定食肉」とは、豚肉、牛肉その他政令で定める食肉であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

一次のいずれにも該当する積立金(次項及び第三項において「積立金」という。)の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

(新設)

口 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2| 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを目指して農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3| 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4| 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林

水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置

第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置

(安定価格の決定)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

第三条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

一 原料乳及び指定食肉の安定基準価格

二 指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格

三 指定乳製品及び指定食肉の安定上位価格

（削る）

2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格について定めるものとする。

2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品にあつては生産者の販売価格について、指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について定めるものとする。

3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳製品の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額を超えて指定乳製品の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下つて原料乳、指定乳製品及び指定食肉の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額をこえて指定乳製品及び指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、原料乳については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨とし、

4 安定価格は、原料乳又は指定食肉（当該家畜を含む。）については、これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、

指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5・6 (略)

第五条 (略)

(原料乳の価格に関する勧告)

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるとときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 (略)

2 次の各号のいづれかに該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回

これらの再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5・6 (略)

第四条 (略)

(原料乳の価格に関する勧告)

第五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第二百八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるとときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 (略)

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第六条 (略)

2 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回

格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

一〇四 （略）

（削る）

3| 指定食肉に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

4| 鶏卵その他原料乳、指定乳製品及び指定食肉以外の主要な畜産物であつて政令で定めるもの（以下「鶏卵等」という。）の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、鶏卵等の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する鶏卵等の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

3| 農林水産大臣は、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

5| 農林水産大臣は、前四項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

<p>4 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>5 農林水産大臣は、第二項の認定をしようとするときは、あらかじめ機構の意見を聞くものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>(指定乳製品の買入れ)</p>
<p>7 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。</p>	<p>第八条 機構は、前条第二項各号のいづれかに該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものと含む。）を安定下位価格で買い入れることができる。</p>
<p>8 (略)</p>	<p>(買入れ)</p>
<p>9 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。</p>	<p>第七条 機構は、前条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものと含む。）を安定下位価格で買い入れることができる。</p>
<p>10 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。</p>	<p>2 機構は、中央卸売市場において、指定食肉を買い入れることができる。</p>
<p>11 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。</p>	<p>3 機構は、農業協同組合又は農業協同組合連合会が前条第三項の認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉については、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みにより、中央卸売市場以外の機構の指定する場所において、買い入れることができる。</p>
<p>12 農林水産大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の意見を聞くものとする。</p>	<p>4 機構が前二項の規定により買い入れる指定食肉の買入れの価格は、第三条第二項の中央卸売市場において買い入れる場合にあっては安定基準価格とし、その他の中央卸売市場及び中央卸売市場以外の機構の指定する場所において買い入れる場合にあつては安</p>

定基準価格を基準として政令で定めるところにより算出される額とする。

2| 機構は、指定乳製品の買入れについては、前項の規定による生乳生産者団体からの買入れを優先的に行うものとする。

第九条 (略)

(指定乳製品の売渡し)

第十一条 機構は、指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第八条 (略)

(売渡し)

第九条 機構は、指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉を、指定乳製品にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉にあつては中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらのことによることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品を売り渡すことができる。

できる。

一 その保管する指定乳製品の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 (略)

(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条 機構は、次の場合には、第八条の規定による買入れ又は第十条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第八条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。

二 第八条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

三 第十条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四 第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

五 (略)

一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合

二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 (略)

(買入れ又は売渡しをしない場合)

第十一條 機構は、次の場合には、第七条の規定による買入れ又は第九条の規定による売渡しをしないものとする。

一 第七条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。

二 第七条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

三 第九条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。

四 第九条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。

(指定乳製品の交換)

第十三条 機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同一の規格及び数量の指定乳製品と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第四章 雜則

(財務大臣との協議)

第十四条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第七条第三項又は第十一條各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製

(交換)

第十二条 機構は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第三章 雜則

(財務大臣との協議)

第十三条 農林水産大臣は、第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十四条 農林水産大臣は、原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関する事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構

品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができること。

(新設)

2| 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜

場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると

畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に關し報告を求めることができる。

3| 第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4| (略)

第五章 罰則

(新設)

第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法

成員となつてゐる団体を含む。）に対し、必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(新設)

2| 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を

示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3| (略)

第四章 罰則

(新設)

(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、同法による。

第十七条 第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

第十五条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

(新設)

第十八条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附
則

第十条及び第十一條 削除

(指定市場)

第十条 当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林水産大臣の指定するものは、第七条第二項及び第三項並びに第九条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

第十一條 削除

改正案

現行

（機構の目的）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産經營の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もつて農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もつて農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号）の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

ロ 指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ハ ロの業務に伴う指定乳製品の保管を行うこと。

ニ 農林水産省令で定めるところにより、畜産經營の安定に関

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の

買入れ、交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

ハ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に

する法律第七条第二項の認定を受けた指定乳製品の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

二 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三一七 (略)

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号ロ及びハの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ニ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省

関する法律第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

二 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三一七 (略)

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号イ及びロの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ニ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省

各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一号ニ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 (略)

各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一号ハ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。

二・三 (略)

改 正 案

現 行

（生活関連物資の減税又は免税）

第十二条 （略）

（削る）

（生活関連物資の減税又は免税）

第十二条 （略）

2| 前項の規定は、輸入される豚肉について準用する。この場合において、同項第一号中「高価であるとき」とあるのは、「高価であり、かつ、政令で定める規格の豚肉の国内卸売価格が畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定により当該豚肉について定められている同項第三号の安定上位価格をこえて騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき」と読み替えるものとする。

2| 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

3| 食料品、衣料品その他の国民生活との関連性が高い貨物（前二項に規定するものを除く。）で輸入されるものについて、その輸入価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあり、かつ、国民生活の安定のため緊急に必要がある場合において、その輸入がこれと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、その関税を軽減し、又は免除することができる。

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第二百二十一号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する指定乳製品をいう。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）

第三条 （略）

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次章及び第四章に定めるところにより行うものとする。

（生産者補給交付金の交付）

第五条 機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（法第七条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する指定乳製品をいう。

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）

第三条 （略）

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次章から第四章までに定めるところにより行うものとする。

（生産者補給交付金の交付）

第五条 機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（法第六条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となつており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合

連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。)に係る加工原料乳(当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という。)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。)に係るものに限る)につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

(法の適用)

第二十条 法第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 補給金単価が定められている場合には、法第七条第一項中「原料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第二条第一項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、法第十五条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。

連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。)に係る加工原料乳(当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するものの積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体(以下「指定生乳生産者団体」という。)に支払う旨の定めがある契約(第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。)に係るものに限る)につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

(法の適用)

第二十条 法第三条から第五条まで及び第七条から第十二条までの規定は、法第二条第一項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 補給金単価が定められている場合には、法第六条第一項中「原料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)」第二条第一項に規定する加工原料乳(以下「暫定措置法」という。)第二条第一項に規定する加工原料乳(以下「加工原料乳」という。)の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、同条第四項及び法第十四条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料

3

第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十四条中「第七条第三項又は第十一條各号」とあるのは、「又は第七条第三項」とする。

(機構法の適用)

第二十条の二 機構法第十条第一号口及びハの規定は、法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務」といふのは「業務」と及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条について」と、機構法第十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「第十条第一号口及びハ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫

3

第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」とする。

(機構法の適用)

第二十条の二 機構法第十条第一号イ及びロの規定は、法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第二項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務」といふのは「業務」と及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条第一項及び第十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「第十条第一号イ及びロ」であるのは「第十条第一号イ及びロ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫

乳」とする。

定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「同法」における「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二条の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

の業務として交付する生産者補給交付金」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

(区分経理の特例)

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二条の勘定において独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

○肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（肉用子牛等対策費の財源）

第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る
 関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第
 二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額
 を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付
 及び肉用牛生産の合理化、食用に供される家畜の肉（当該家畜を
 含む。以下「食肉等」という。）の流通の合理化その他畜産の振興
 に資するための施策（食肉等に係るものに限る。）の実施に要する
 経費（以下「肉用子牛等対策費」という。）の財源に充てるものと
 する。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超える
 と認められるときは、当該超える金額については、この限りでな
 い。

一（略）

二 関税率別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二
 九号の一に掲げる牛の頬肉及び頭肉

三（略）

2

（肉用子牛等対策費の財源）

第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る
 関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六条の二第一項第
 二号イ及びロに掲げる関税を除く。）の収入見込額に相当する金額
 を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付
 及び肉用牛生産の合理化、畜産物の価格安定に関する法律（昭和
 三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に
 規定する食肉（当該家畜を含む。以下「食肉等」という。）の流通
 の合理化その他畜産の振興に資するための施策（食肉等に係るものに
 限る。）の実施に要する経費（以下「肉用子牛等対策費」とい
 う。）の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の
 肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額
 については、この限りでない。

一（略）

二 関税率別表第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二
 九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉

三（略）

2

（略）

(機構に対する交付金)

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、機構法第十一条第一号イの業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は機構法第十一条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

(削る)

(法の適用)

第十五条 第五条第二項に規定する合理化目標価格が定められてい る場合には、法第三条第四項中「指定食肉」とあるのは「牛肉以外 の指定食肉」と、「旨とし」とあるのは「旨とし、指定食肉たる牛 肉（当該家畜を含む。）」については、その生産条件及び需給事情そ の他の経済事情並びに前会計年度において適用される肉用子牛生

(機構に対する交付金)

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉（以下「指定食肉」という。）についての機構法第十一条第一号の業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての機構法第十一条第一号の業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

産安定等特別措置法第五条第二項の合理化目標価格を考慮し、その再生産を確保することを旨とし」とする。

(機構法の適用)

第十五条 (略)

(事務の区分)

第十八条 第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(機構法の適用)

第十五条の二 (略)

(事務の区分)

第十八条 第七条第一項、第二項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条第一項並びに第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改正案

現行

（権限）

第四十条（略）

2（略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産經營の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格のに関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成

（権限）

第四十条（略）

2（略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成

の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成

十八年法律第八十八号)、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)及び都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(平成十八年法律第八十八号)、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)及び都市農業振興基本法(平成二十七年法律第十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第 号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行	（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）	（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）
第六条 削除	第六条（略）	（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）	（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）
第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。	第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。	第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。	第十一条第一号中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「価格安定措置」を「措置」に改め、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第四項」を「畜産経営の安定に関する法律第七条第二項」に改め、「指定食肉又は鶏卵等」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イの」を「ロの」に改め、「及び指定食肉」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）」を削り、同号イを同号ロとし、同号ニイとして次のように加える。

第十条第五号中、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第三号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十条第五号ホ及びヘ」に改める。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第三号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十条第五号ホ及びヘ」に改める。

第十四条中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に改める。

第十七条及び第十八条第一号中「第十条第一号ハ」を「第十条第一号ニ」に改める。

附 則

第五条 削除

(罰則に関する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 (略)

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例による」ととされる場合における施行日以後にした行為に対

ついてその経費を補助し、及び「を削り、同条第五号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関税定率法の一部改正)

第十条 削除

第十三条から第十五条まで

削除

第十条 (略)

第十三条 (略)

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十四条 (略)

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十五条 (略)

(食料・農業・農村基本法の一部改正)